

意見内容等について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	審査基準(案)の修正
1	記(1)	・「使用又は収益」の開始日について、「土地区画整理法第98条第5項に規定する仮換地の指定の効力発生の日」とは、どのような事実行為を想定しているのか。	特定給付金は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第29条に基づき、当該跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、基準日（引渡日の翌日から3年を経過した日）から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間について支給するものです。 土地区画整理法第98条第5項では、土地区画整理事業の仮換地指定にあたり、事業施行者は、その仮換地及び従前の宅地の所有者に対して、仮換地の位置、地籍及び仮換地の指定の効力発生の日を通知することとされており、また、同法第99条第1項では、仮換地指定があった場合、その効果として、従前地を権原に基づき使用又は収益することができる者は「仮換地の指定の効果発生の日から換地処分の公告の日までの間、従前地を使用又は収益することができない」ものであり、仮換地については「従前の宅地と同様に使用収益ができる」こととされています。 このことから、上記により施行者が当該跡地所有者等に通知した「仮換地指定の効力発生の日」をもって仮換地先の使用収益を開始することが可能となり、同日が「使用又は収益の開始日」とみなすこととしています。	なし
2	全般	・当初事業計画による「使用又は収益」の開始日だけでなく、事業計画変更後の「使用又は収益」開始日についても考慮し、弾力的に対応すべき。	「使用又は収益」の開始日については、本審査基準に定める事実行為等を踏まえ、地権者の皆様に不利益となることのないよう、適切に対応してまいります。	なし